

障がい者手帳

社会福祉課 ☎(32)8900

次のような手帳を取得することにより、障がいの種類とその程度に応じた各種の福祉サービスを利用することができます。

身体障がい者手帳

身体に障がいのある方(視覚、聴覚、肢体、心臓機能、呼吸器機能等)に対して交付されます。

療育手帳

児童相談所(18歳未満)または栃木県障害者総合相談所(18歳以上)において、医学的・心理学的判定により知的障がいと判定された方に対して交付されます。

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患のある方のうち、精神障がいのため、日常生活または社会生活に制約のある方に対して交付されます。

自立支援医療

社会福祉課 ☎(32)8900

心身の障がいを除去・軽減するために必要な医療費において、自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です。

精神通院医療

統合失調症などの精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が対象です。

更生医療

18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方が対象です。

育成医療

18歳未満の身体障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方が対象です。

障がい者への福祉手当等

社会福祉課 ☎(32)8900

特別障がい者手当

■対象者

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上で、次のいずれかの項目に該当する方

- 身体障がい者手帳1・2級程度の異なる障がい重複している方
- 身体障がい者手帳1・2級程度の障がい及び最重度の知的障がい重複している方
- 身体及び精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方

■支給制限(次のいずれかに該当)

- 施設に入所している方
- 病院に3か月以上入院している方
- 障がい者本人または扶養義務者の所得が一定以上である方

■手当月額 28,840円

障がい児福祉手当

■対象者

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満で、次のいずれかに該当する方

- 身体障がい者手帳1級の方、2級の方(一部)
- 最重度の知的障がいがある方
- 身体または精神に前記と同程度の障がい疾病のある方

■支給制限(次のいずれかに該当)

- 施設に入所している方
- 障がい年金を受給している方
- 障がい者本人または扶養義務者の所得が一定以上である方

■手当月額 15,690円

特別児童扶養手当

■対象者

次のいずれかに該当する身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方

- 1級(重度障がい児)身体障がい者手帳1・2・3級(一部)、療育手帳A1・A2、診断書審査結果が1級の方
- 2級(中度障がい児)身体障がい者手帳3・4級(一部)、療育手帳B1、診断書審査結果が2級の方

■支給制限(次のいずれかに該当)

- 障がいにより公的年金等を受けることができる方

- 児童福祉施設等に入所している方
- 受給者または扶養義務者の所得が一定以上である方

■手当月額

1級 55,350円

2級 36,860円

難病患者等福祉手当

■対象者

国または県が指定した難病の対象となっている難病患者または小児慢性特定疾患で、栃木県が発行した受給者証の交付を受けている方

■手当月額 2,500円

■注意事項 手当は申請月分から支給となります。

福祉タクシー事業

500円分のタクシー券を1月あたり6枚交付します。

■対象者(いずれか一つに該当)

- 1級または2級の身体障がい者手帳所持者
- 1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳所持者
- 療育手帳所持者